

施行 令和5年 9月22日

一般社団法人日本地球化学会
調達に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本学会」という。）が物品等の調達等を行う際に必要な手続きを定めるものである。

(契約期間)

第2条 物品等の調達は単年度契約を原則とするが、複数年契約が合理的であると判断される事項については、理事会の判断によりこれを認めることができる。

2. 前項にかかわらず、契約期間は3年を超えないものとする。

(契約手続き)

第3条 物品等の調達に必要な手続き（契約が複数年にまたがる場合には、その総額）は予算規模により次の号により定める。

(1) 予算額が50万円未満の調達においては、随意契約により行うことができる。

(2) 予算額が50万円以上、500万円未満の調達では、3社以上の見積書を徴することとする。

(3) 予算額が500万円以上の調達は、第4条に定める入札手続きによるものとする。

(入札・公告)

第4条 入札手続きは以下により行うものとする。

(1) 公募の公示期間及び説明書の交付期間は、原則として10日間とする。

(2) 公示情報は、本学会ホームページへの掲載による電子公告をもって行うものとする。

(3) やむを得ない事情により電子公告をすることができない場合には、本学会事務局の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(随意契約)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

(1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。

(2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。

(3) 競争入札によることが不利と認められるとき。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃する場合は、理事会の議を経て行うものとする。

(附則)

本規程は令和 5 年 9 月 22 日より施行する。